

知床五湖利用調整地区における指定認定機関の公募について

1 指定認定機関とは

- 利用調整地区の立入の認定に関する事務を、環境大臣にかわって実施する機関。自然公園法第 17 条の規定に基づく制度であるが、これは、利用調整地区への立入認定に関する事務は、その地区の近接した場所で効率的に行われることが望ましいとの観点から、地元の団体等を指定して行えるようにしたもの。（現行制度上、環境省が直営で認定事務を行う場合、現場から離れた釧路自然環境事務所での決裁事務が必要となる。指定認定機関制度の活用は利用者サービスの面から不可欠。）
- 指定認定機関の指定にあたっては、公募を行い、釧路自然環境事務所において審査を行ったうえで、利用調整地区の立入認定事務を行おうとする者が申請し、環境大臣が指定する。（指定されるのは、1 利用調整地区につき、1 機関まで。）
- 指定認定機関の指定を受けた場合、事務実施規程、毎年度の事業計画、収支計画について事前に認可を受けることが必要。毎年度、事業終了 3 ヶ月以内に、事業報告書、収支決算書の提出も義務。
- 指定認定機関及び認定事務にあたる職員は、秘密保持義務等を負うほか、刑法その他の罰則の適用に際して、公務に従事する職員と見なされる。
- 環境大臣は、指定認定機関による事務の実施状況を監督し、必要に応じて命令を出す。
- 認定手数料は指定認定機関の収入とする。（その収入を原資として認定事務を行う。）

2 指定認定機関の公募と指定

- 利用調整地区の管理の内容（基準、注意事項、手数料等）の確定を受けて、国にかわって認定事務の実施を希望する機関を公募する。
 - ・募集主体：釧路自然環境事務所
 - ・募集期間：15 日(予定)
 - ・募集開始時期：9 月 17 日（10 月 1 日〆切り）
 - ・募集方法：プレスリリース及びインターネット掲載
- 釧路自然環境事務所では審査の上、応募団体の中から 1 団体を選定(10 月上旬)。当該団体の申請を受けて、環境大臣が指定の告示を行う（11 月中旬目途）

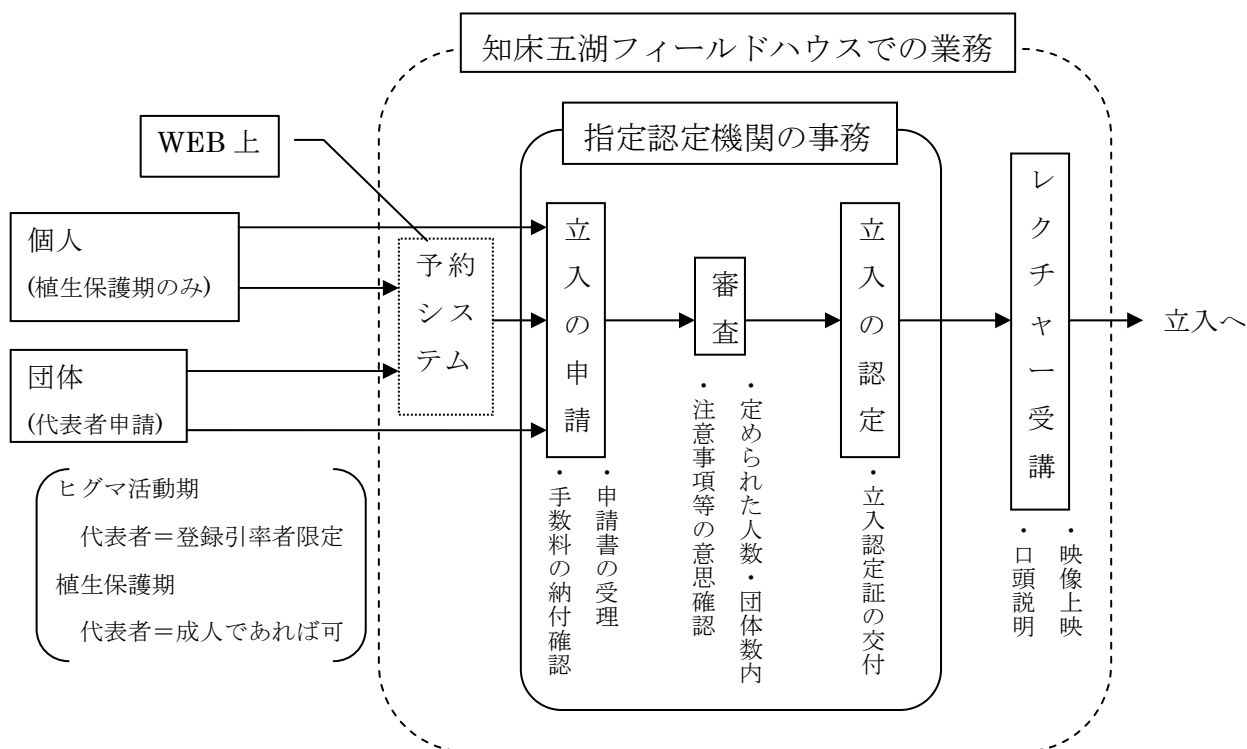


図) 知床五湖利用調整地区(知床五湖フィールドハウス)における指定認定機関の事務

（ ） 指定認定機関に関する法 上の

1 指定認定機関の指定の申請等（自然公園法施行規則第 13 条の 11）

(1) の事項を 載した申請書の提出が必要

は 及び 所 びに法人にあつては、その代表者の
認定関 事務を行おうとする事務所の所 地
認定関 事務を行おうとする利用調整地区の
認定関 事務を開始しようとする年月日

(2) 申請書の 付書

定 は 行 及び登 事項証明書 はこれらに準 るもの
申請の日の する事業年度の直前の事業年度の 表及び当該事業年度 の 目録 はこ
れらに準 るもの（申請の日の する事業年度に 立された法人にあつては、その 立時におけ
る 目録）
申請者が法人である場合は、 員の 及び を 載した書
認定関 事務の実施の方法に関する計画を 載した書
申請者は法第 25 条第 3 項 の規程 不適 要 に該当しないことを説明した書
前 に掲 るもののほか、その他 となる事項を 載した書

2 指定認定機関の要

不適 要 （自然公園法第 25 条）

成年者、成年 見人 は 保 人
者で を ないもの

以上の刑に られ、 はこの法 しくは自然環境保 法の規程により刑に られ、そ
の 行を終わり、 は 行を受けることがなくなった日から 算して2年を しない者
第 2 1 条第 2 項 は第 3 項の規定により指定を り され、その り しの日から 算して2年
を しない者

法人であつて、その 員のう に前 のい れかに 当する者があるもの

指定の基準 （自然公園法第 26 条）

職員、認定関 事務の実施の方法その他の事項についての認定関 事務の実施に関する計画が、
認定関 事務の適確な実施のために適切なものであること。

前項の認定関 事務の実施に関する計画を適確に実施するに りる 理的及び 的な基 を
するものであること。

認定関 事務以 の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定関 事務の公
な実施に支 を及 すおそれがないものであること。

前 3 に定めるもののほか、認定関 事務を公 かつ適確に行うことができるものであること。

3 指定認定機関の 事項等(自然公園法第 27 条)

認定関 事務の実施前に、認定関 事務の実施規程を定め、環境 の認可を受けなければなら
ない。（ するときも ）

毎事業年度の事業計画及び収支予算を 成し、その事業年度の開始前に環境大臣の認可を受けなければならない。

毎事業年度の 3ヶ月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を 成し、環境大臣に提出しなければならない。

指定認定機関は、環境大臣の 可を受けなければ、その認定関 事務の は を し てはならない。

4 秘密保持義務等（自然公園法第 28 条）

指定認定機関（その者が法人である場合にあっては、その 員）及びその職員 びにこれらの者であった者は、認定関 事務に関して知り た秘密を らし、 は事 の利 のために 用してはならない。

指定認定機関及びその職員で認定関 事務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員と見なす。

指定認定機関に する監督命令等（自然公園法第 29 条、第 30 条）

環境大臣は、必要な限度において、指定認定機関に し、認定関 事務に関し監督状必要な命令をすることができる。

環境大臣は指定認定機関が、法第 25 条の不適 要 のい れかに該当するに ったときは、の命令に したとき等には、指定認定機関の指定を り す。

環境大臣は、必要な限度において、指定認定機関に し、その認定関 事務に関し報告を め、はその職員に、指定認定機関の事務所に立 入り、指定認定機関の 、書 その他必要な を 査さ 、 さ ることができる。

手数料（自然公園法第 31 条）

○国立公園について、立入の認定 は立入認定証の 交付を受けようとする者は、実 を して 令で定める の手数料を国（指定認定機関が認定関 事務を行う場合にあっては、指定認定機関）に納めなければならない。

○指定認定機関に納められた手数料は、当該指定認定機関の収入とする。

手数料	令（自然公園法施行令）の規定
個人利用	人につき 1,800 を えない 内において環境大臣が利用調整地区 とに定める
団体利用：代表者（申請者）	2,000 を えない 内において環境大臣が利用調整地区 とに定める
団体利用： 行者	行者 人につき、1,000 を えない 内において環境大臣が利用調整地区 とに定める
立入認定証の 行	立入認定証 につき 1,000 を えない 内において環境大臣が利用調整地区毎に定める